

## 佐伯藩足輕の縁組制度

幕藩体制下その実態はどうであったか

会員 橋本 和雄

昭和中学校教諭（社会科）

### はじめに

幕藩体制の成立と発展、そして出陣壕という過程に対し、現在の歴史学は、第一段階、第二段階、第三段階と、それぞれ区切りをつけ、鏡観研究が進められていく。（注1）

この場合使われる「幕藩体制」という言葉の意味は、

「幕府・各藩領主が、小農民の生産物の全ての剩余分を奪う支配の体制であること。そしてこの支配の体制を統けていくために、武力を背景とした將軍・大名・家臣といふ縁の関係の中で、これらの集団が、圧倒的な力で農工・商に対する。すなわち身分差別の貫徹を維持する体制である。」（注2）とされていく。

幕藩体制において、支配階級は農民の生産物の中から、強制的に租税を取り上げていくためにも、権力組織を構成する武士身分を、維持存続していくことが、絶体躬体課題であった。したがって婚姻においても、武士身分維持へ厳しい制限を行なつていていた。（注3）

（注2）御水主 佐伯藩お抱えの水主と考る札文、前出「家中

### 資料 そのト

奉願口上書

御組新平妻<sup>(注2)</sup>御水主伝七娘縁組仕度奉願候 双方恩談仕差支給御座候 右願之通被為仰付被下候ば難有仕合可奉存候 以上

（注3）九月十六日

早斐發作

御水主 郡右衛門殿

右之通願書相認 郡右衛門御宿本江致持參候延神受取双方同役共申發候上可申付旨被仰渡候 尤古縁組の趣ハ此間御内意申上置御内外御聞届ニ成願書差出候様被仰開候上御水主伝七方中談双方願書差出候

（注1）新平は足輕の名前 御組とあるのは足輕と何組か分けられ上級武士それぞれ所屬させていた。別文書曰、關十左上門組深右門門、箕川守組初右門云々の文からも察せられる。なお足輕の人數については、慶応四年（一八六八年）家中分限帳によれば、百戸人である。

（注1）「幕藩体制の構造的特質」佐々木潤之介、「論集幕藩体制」所収（一五頁）

（注2）「幕藩体制成立の素描」小林清治 前掲書 30頁

（注3）「法制史」石井良助編 山川出版二三八～二三九頁

（注4）「近世の俗、婚を議するに或は聘賄の多少を論じ、或は資裝の厚薄を論じ、甚しきて成貴賤相當らざる者婚を立すべし。此等の弊俗一切禁絶すべき事。」

分限帳」によれば、船頭格老人とあり、そのうちの「老人者」が給米九石三人扶持指遣」とし、他の格名はそれより後らが少く支給となつてゐる。

(注3) 子午月日宝曆六年丙子の年のことである。年辰也。

(注4) 甲斐孫作は足輕の小頭であるうか。別の文書に「……八月十一日夜月番 小頭……甲斐孫作 云々」とある。

(注5) 熊野郡古衛門 別の文書に「御物頭 御当番 熊野 郡右衛門 殿 云々」とあるので、「御物頭であつたと考へる。

(注6) 双同役 御物頭二人で、といふ意味である。

二方資料その一は「足輕身分 新平の妻として、佐伯藩お抱えの御水主伝七の娘と縁組した」との願い書き、を、足輕小頭甲斐孫作から、御物頭の熊野郡古衛門へ出したところ、御物頭の同役どうして詰し合つた上で、その願いをこうするかを決めると言ひ渡された。

エットも願書を出し出す前に、この縁組について許可してもらえることをへ熊野郡古衛門に伺ひを立てたのであるう(確認しており、その上に立つて双方願書(新平と御水主伝七双方から出された願書を指すと考えられるが、その現物資料はない)を出したといふものである。

この資料からわかることは、

(1) 婚姻には、許可が必要としたこと。

(2) (1) 許可を得るため、当事者どうしの家からばかりでなく、足輕の場合、その組の頭からも願書を差し出すこと。

(3) この場合、願書は御物頭に出されてゐること。

(4) この願書は役所ではなく、直接郡右衛門宿本へ持参しておき、それを郡右衛門は受取り、後日同役と相談の上返事をするとしていること。

(5) 願書の確實な許可を得及しめ、事前に内意を伺い、承諾を得ておいたこと。

以上である。

足輕身分の男に対する、同じ藩お抱えの水主への旅であるということから、問題とされることがなく、この縁組は間もなく許可された。それが示したが、次の「資料」は「2」である。すなわち願書が甲斐孫作の手から出されてから五日ぐらいで許可された。

### 資料 その2

一子九月八日(庚辰)新平縁組願の通被仰付候間可申付旨被仰渡(則新平ニ申渡候延難有仕令奉客候間御請申上候故其段(延)親承(即)御請申上候尤新平致同行御礼申上候御取令申上候

(注1) 御家牛席帳をはじめ分限帳による「寄親」の名稱は見当らない。別の文書の中に甲斐孫作の筆で「寄親同右衛門の直屬上司であることがわかる。

この事から、足輕が何組かに分れて組をつくっていること、その組の総責任者が「寄親」と呼ばれていたのである。

次に、百姓との縁組の場合をみることにしたい。「資

料その3」がそれである。

### 資料 その3

#### 奉願口上書

御組順藏妹 浅海井浦百姓權三郎家及 藤市妻ニ縁組仕度奉願候 方願之通被(為)仰付被下候日既難有仕合可奉存候 以上

子十一月廿一日

岡崎郡右衛門殿

甲斐孫作印

奉願口上書

御組新平妹丹賀浦百姓覚友衛門妻ニ縁組仕度奉願候  
右願之通被爲二仰付一被下候はば難有仕合可奉候  
以上

子十一月廿一日

甲斐孫作印

岡崎郡右衛門殿

「これはへ足輕」順藏・新平それぞれの妹を、百姓の「  
娘」としてとつかせた、との願書であるが、への願書が  
出されて五日目、極めて簡単に許可が出されてあるよう  
である。資料その4を見ていただきたい。

資料その4

一右之通願書差出候ニ付 津海井湊庄屋 丹賀浦庄屋申  
談願書差出候 尤例之通五日目願之通被二仰付拙者  
宅へ新平・順藏家内之内壹人呼出中渡沙汰難有奉存候  
段御請申上候間 寄親様へ拙者罪出申渡候段御届申  
上御礼申上候

資料その5

奉願口上書

御組五郎右衛門弟義藏儀 宇太右衛門養子ニ被爲二仰  
付一被下候ハバ追而其同人妹ニ取合ヲ申度奉願候  
右願之通被爲二仰付一被下候ハバ重々難有仕合可奉存  
候以上

巳年八月二日

岡崎郡右衛門殿

甲斐孫作印

奉願口上書

御組留右エ門伴善八妻ニ船頭所丁人惣兵衛娘縁組仕度  
奉願候 右願之通被爲二仰付一被下候ハバ重々難有仕合可奉  
存候 以上

巳年八月二日

岡崎郡右衛門殿

甲斐孫作印

小頭甲斐孫作はこゝ許可を得るため、御物頭へ前もつ  
て伺ひたて、一應の承諾を得ると、手帳を踏んでい  
たことは、「例へ通……」の文面か、「資料その1」の「御  
内意申上置御内々御開局に成……」の文面を指すと考え  
られることがらも察せられる。

幕藩体制が、身分制度を堅持して、初めて成り立つ

とから考えて、身分的又武士階級の最下位に位置して  
いるとはいへ、武士以外の身分との婚姻については、ト  
ラブルが予想されるが、この場合資料の上から  
では、全くとへてよくらい問題となつてはいない。  
この理由について、様々なことがあげられるが、そ  
のうちの一つは「女性」であつたということにある。す  
なわち家督をつぐでなく、また男尊女卑の傾向が制度的  
に徹底していた封建社会であるがために、足輕の身内  
の中でも、女性は更下一段と疎く見られていた方がであ  
る。このこと及、後出の資料を検討する中で、更に触れる  
ことにしたい。

資料「その5」を見ると、一つ同じ足軽身分へ養子

(注) 己亥日又一七六一(宝曆十一年八月二日)である。

縁組の願書であり、後の一回は足輕留右衛門の伴善へ、船頭町町人總兵衛の娘を、嫁としてもらうための願書である。

前者は今まで見てきた通り問題はない。けれど後者は足輕留右衛門の跡取りとなるであろう件に、町人の娘を嫁として迎えるのであるから、これまでの例とは異なり夫とのである。

こゝの願書に対する藩側の態度を見ると、従来の扱いと反対の方面が見られる。

### 資料 その6

一、己十一月十一日江口留右衛門博善ハ妻引取婚礼仕度  
且又清田屋貢脩礼仕度而寄親様江申上候更替手次第  
可仕旨被仰付一則兩人共江申渡沙汰難首奉存候  
則十一日兩共婚礼相調祝儀等寄親様に例之通差上候事

右の資料「その6」に、「寄親様江申上候延擇手次第  
可仕旨被仰付一則西人共江申渡——と記されてゐる  
のがそれである。この表現は、資料「その2」「その4」  
か、「——願之通被仰付——」とは、かなり違ひた文面であろう。

江戸時代の文書の形式、特に公文書の格式は一定の形式があり、それが堅く守られてくる。  
この事から考えると、文書の形式、表現が異なる場合は、それなりの意味があると判断されるのである。従つて留右衛門の博善八へ、町人の娘を迎えるのに對し、「勝手次第に仕るべき旨仰せ出だされ——」という文面が出されたことだ、藩側の積極的な贊意を示すものでは無いと考えるのが妥当のようである。この事を、資料

### 資料 その7

長谷川右衛門殿  
奉願口上書  
船頭町下人政右衛門弟幸次郎<sup>(生)</sup>申者御組五左衛門養子に仕赤々娘一筋ニ仕度奉願候古願之通被仰付一被下候ハバ難首仕合可奉存候以上  
己二月十一日 甲斐孫作印

### 資料 その7

(注) 願書の宛先が、岡崎郡右衛門から長谷川右衛門に変つた。これは岡崎が老齢となり隠居し左吉が、甲斐孫作の組は長谷川右衛門にお預けとすることには立つたが、方ある。別の文書で、岡崎が隠居されたにつき、「——長谷川右衛門殿御組御頭正被仰付、早速察作御歎ニ罷出——」とある。なお御物頭は通常武人頭で、足輕各組を監督し、組の教育訓練にあたるがその職務である。佐伯藩も同様であつたと考えられる。

資料「その7」は、船頭町町人政右衛門の弟幸(足組)五左衛門の養子に迎え、やがては五左衛門の娘の夫とし夫(=婿養子である)と云う内容である。  
士・農・工・商の身分制度の厳しさから考えて、町人身分から武士最下級と云いえ、足輕の家へ婿入りするところについて、取扱いの厳しいものがつたと考えられる。そのことは、次の資料「その8」で伺うこと出来る。

### 資料 その8

船頭町下人政右衛門弟中音儀私組五左衛門養子仕末々娘一筋ニ仕度首相願申候御物頭共相談之上(繩組方差支無御座候旨願之通可申付或此段申上候以上  
「その7」「その8」で更に明らかにしたい。

己二月十一日

「る」と「える」である。

## 資料 その9

## 足整の縁組願書一覽

(一七五六年一七六年)

足整一族	年次	内 客	相 手 方
新 平 本人	一七五六	嫁もろい	御水主伝七娘を
順 藏 朱	"	嫁にやゑ	浅海井浦百姓藤市へ
新 平 朱	"	嫁にやゑ	丹賀浦百姓貞右門へ
林右卫門 妹	"	嫁にやゑ	中村百姓宇兵衛へ
五郎右卫門 弟	一七五七	養子にやゑ	足整宇太右門へ
留右卫門 哥	"	嫁もろい	船頭町町人惣兵衛娘を
悦右卫門 本人	一七五八	嫁もろい	久都村百姓清助娘を
四九右卫門 悅	一七五九	嫁にやゑ	猿屋村百姓吉作へ
五左卫門の娘へ	一七八一	養子にやゑ	鷺浦百代理平次方へ
小市右上門 本人	"	嫁もろい	船頭町町人政右卫門弟を
留右卫門 次男	一七八二	養子にやゑ	足整再助娘を
			御料理人後藤喜兵衛方へ

ここには、願書を書いた甲斐源作の上司、長谷川國古衛門名の「覚」が書きしるされている。この「覚」は誰に書かれたか、宛名が書かれていらない。これは甲斐源作のメモとして記したもので、この覚を「古之通御届被二仰付候」とあるように、添作の方で届けられたのであろう。何点ともあれ出され左願書に対するものである。されど、今日は今回の場合だけで、今までになかつたことである。

この事から、武士最下級身分であるにせよ、町人から足整に婿入りする時は、かなり複雑な手続ひと経過を必要とすることが伺えるのである。

これまでの資料を検討してきのち中でいえることは、佐伯藩足整の縁組においても、幕藩体制を貫く身分制度の堅持という傾向は、男性それぞの家督相続者の場合は、かなり頗著に見られるということである。しかし、家督相続者ではない者、特に女性の場合は、身分制度も余り強く感じさせない実態であったといえる。

佐伯藩足整「縁組」の実態から見て、もう一つ大きな特色がある。

次に掲げる資料「その9」は、資料の「奉願口上書」入年次別一覧表である。(下段)これを見ると、足整自身分の縁組の相手は、上級武士が登場していないことがわかる。足整にとって上士の壁がいかにも厚く高いものであるが、この縁組状況においても歴然とわたりしたちに示しているのである。このことは、よりなおさず、当時の支配階級が、足整をどうぞ見ていいだがき物語つて

以上幕藩体制下の佐伯藩足整の縁組だけではなく、足整の頭守斐源作がその組内で取扱つた、「奉願口上書」をその中心資料として検討してきただのであるが、その中で明らかになつたことは、当時の支配者が足整身分の草創生産を軸ともながらも、足整より下級とされていた身分の者への植民は極く、足整より上級とされていた身分への壁は厚かずよさである。

まとめ

すなあち、足整の家へ生まれたものは、足整として一生を過ごすこと基本とし、足整の家へ一生おかれぬ者へ次男・三男や娘たちには、足整身分の者との縁組を原則としながらも、現実には武士身分の者を越え左農・工・商・すなあち百姓・町人との縁組が行なわれていたのである。しかもこの格を越えた縁組については、藩側もかるやかな態度をとつているようである。しかしこれが、足整身分より上級とされていた武士との縁組と、いうことになれば、厳しくこれを拒否していくようである。ここに支配者への足整に対する、封建社会における位置づけを明確に見ることがでできる。

このことは、明治政府発足当初、各藩の武士が士族・卒族に分けられ、足整は卒族とされたことからも明らかである。〈卒族は間もなく士族へ編入された〉しかしながら今まで研究してきてきたこの様な事態は、一七八六(宝曆二年)の一七六二(宝曆十三年)の資料から云ふれることであり、幕藩体制の崩壊と同じく第三段階のものである。

幕藩体制確立期なり、第二段階においては事態がどうであつたかは、検討する資料は全くといつてよほ程ない。またここに使つた資料を裏付けるため、「毛利藩御用日記」や、「御仕置帳」を見る事が出来れば、更に具体的に出来たであろう。ここがしこと不十分な点が目立つと共に、不勉強な左の誤った面が多いことと思われる。その危険を冒し女がら敢えてここにまとめてお誤りで、多くの方々のご批判・ご叱正をお願いするものである。

この資料は筆者所蔵、和紙の冊子で、佐伯藩足輕小頭甲斐源作が、組内の縁組について、上司尺軒への文書を纏

おわり

二十一  
歲月乃節用集

卷之三

三

「室町時代の日常語の用字、熟訳、語源を示した国語辞書。通俗簡易で検索に便であつたので、江戸時代にかけて広く行本され、後ことばの読み方からそれに当る漢字を求めるようになつた。」と皮引きの簡便で実用向の辞書の総称」

史談会では、一昨年直川村の曾宮会員から「大曾家節用集」と題する、明和八年(一七七一)の刊行本をいただいていたが、今回近所の大島丈太郎氏から、兩三年後を契  
約。佐伯史談会所有の、今から二百年前の器壺の庶民の百科事典は、これが二冊になつた。

案はこゝ本、ことはや文字々、辞典でも  
次のようなのが内容として載つてゐる。

百官名鑑し・本朝年代記・改正御武鑑・武將畧伝・御  
公卿鑑・服部令・江戸京都大坂街図・各地諸寺院・松  
島外景図・地絵図・中國及近江八景図と詩歌・諸説文書式  
塵劫記抄・明碁將棋・活花・料理・茶湯・万病妙藥秘  
伝・五性名乗字吉凶・十干十二支・不成就・その他  
以上通俗的なものから少なうしつかうして本事項を構成致し

以上通俗的なものからがなりしつかうし大事項を満載してゐる。

一応、済拭手入、アイロンかけ、表紙つけも完了し、会員への貸出しに備えている。ご利用下さい。